

靈明神社崇敬奉賛会規則

第一条（名称） 本会を「靈明神社崇敬奉賛会」（以下、「本会」という）と称する。

第二条（所在地） 本会の所在地は、京都市東山区清閑寺靈山町二五 靈明神社社務所内に置く。

第三条（目的） 本会は、神道による葬祭を創める目的により神道墓地を開拓し、神霊を祀る靈明神社の御神威を發揚し、歴史的事実を後世に正しく伝え、崇敬者を増やし、靈明神社を支援、護持發展に寄与する会である。特に幕末・維新にあつて、殉死された尊王攘夷の志士を敬慕・崇敬の念の昂揚を図り、諸神霊の奉慰、顕彰する会である。

第四条（会員） 本会会員は、第二条の目的に賛同する個人または団体をもって組織する。会員は、靈明神社崇敬奉賛の目的のために、本会に一口参千円以上但し、団体会員は五口以上、学生会員は一口参千円の年会費を納めなければならない。

第五条（事業） この会は、幕末維新殉難者の慰霊祭を主催する。
①七月十九日に「秋湖祭」久坂玄瑞命日祭を齋行する。
②九月五日前後の日曜日に「幕末維新殉難志士慰霊祭」を齋行する。

第六条（役員） 本会に次の役員を置く。
会長一名と副会長若干名、事務長一名、会計一名、幹事若干名、監査、顧問若干名と参与。
会長は靈明神社神主の推挙とする。会長は他の役員を委嘱する。
会長は本会を代表し、運営する。副会長は会長を補佐し、会長に故障ある場合は会長の職務を代行する。役員の任期は三年とし、再任できる。
靈明神社神主は本会参与として、意見を述べることが出来る。

第七条（役員会） 役員会は会長および会長が指名する役員で組織する。役員は靈明神社神主と協議し、本会の運営その他重要事項を協議、処理できる。

第八条（総会） 定時総会を毎年実施し、会則に定める事項。その他会長が必要と認める事項について協議する。総会は会長が議長となり、議事は出席者の過半数の同意をもって決定する。

第九条(収入金の奉賛)

本会の会計年度は一月一日に始まり、十二月三十一日に終わる。
本会会員の納める会費その他の収入金は必要経費を支弁の上、
奉賛金として新年に霊明神社に奉献するものとする。

第十条(規約改正)

- この規則は平成三十年七月十九日から適用する。
②この規則は、役員の過半数の同意をもって改正することができる。